

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会の会員である
都道府県シルバー人材センター連合の皆様

シルバー派遣賠償責任保険 団体制度のご案内

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・使用者賠償責任保険)

保険期間

2022 年 4 月 1 日午後 4 時～
2023 年 4 月 1 日午後 4 時

申込締切日

2022 年 3 月 18 日 (金)

加入依頼書送付先

株式会社 全福サービス

今後の拡大が見込まれるシルバー派遣事業の安定的な運営に資する団体保険制度です

契約者

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

加入者

都道府県シルバー人材センター連合

被保険者

加入者および、加入者の会員でありシルバー派遣事業に係る事務を委任された
シルバー人材センター

※主契約については各都道府県のシルバー人材センター連合および各連合の会員であ
るシルバー人材センターが記名被保険者となり、被保険者には連合および各セン
ターの以下の方も含まれます。

・理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 ・使用人

ご加入方法

取扱代理店(株式会社 全福サービス)へ添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入・
ご捺印のうえ、3 月 18 日 (金) までにご送付ください。

(主契約・オプションそれぞれご記入・ご送付をお願いします)

また、別紙記載の振込先へ保険料を 3 月 18 日 (金) までにお振込みください。

※中途加入も可能です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

取扱代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8

NCO 神田須田町 5 階

TEL 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878

団体制度の構成

主契約：派遣事業賠償責任保険（正式名称：施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）

被保険者（1頁記載のとおり）が、労働者派遣中の派遣労働会員の派遣先業務において、保険期間中日本国内で他人（派遣先・第三者等）の身体を傷つけたり財物を損壊したことについて、派遣元事業者としての法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償します。

※派遣労働会員の故意又は重過失に起因するものであっても、派遣元事業者の法律上の損害賠償責任は補償されます（派遣労働会員自身の損害賠償責任は免責となります。）。

※上記の他、「人格権侵害」「不誠実行為」「管理下財物」に関する事故に起因して法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償します。また、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った対人・対物被害および経済的被害により、保険金請求権者が負担する次の費用損害に対して保険金をお支払いします。対人・対物被害：弁護士費用／法律相談費用、経済的被害：法律相談費用。補償内容や用語の定義など詳細は3頁の「主契約の補償内容等」をご確認ください。

※自動車の所有・使用に起因する事故（施設賠償責任）等、対象にならない範囲がございます。必ず4頁の「保険金をお支払いできない主な場合」等をご確認ください。

※商品改定により本年度からサイバー攻撃に起因する損害または損失を補償対象外とします。

【想定される事故例】（実際に事故が発生した場合は、ケース毎に保険金お支払可否を判断することとなります）

- 派遣労働会員の作業ミスによって生じた他人の人的・物的損害
（例）派遣先で業務中、持病の発作のため機械操作で事故を起こした
（持病・服薬等の情報を把握せず、派遣先にも伝えていなかった）
- 派遣労働会員の業務に重大な不備があり、業務終了後・引渡後に生じた他人の人的・物的損害
（例）機械のメンテを手順どおりに実施せず、後日その機械を使用した企業に損害が発生した
- 派遣労働会員による他人に対する窃盗・詐欺・横領等の行為
（例）派遣労働会員が派遣先店舗の売上を横領し、逃走してしまった

オプション：派遣元事業主賠償責任保険（正式名称：使用者賠償責任保険（労働災害総合保険））

オプションのみでの加入はできません。加入を希望される場合は、必ず主契約とセットでご加入ください。

派遣業務中・通勤途上の事故によって派遣労働会員が保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険の給付が決定された場合に、被保険者が本人あるいは遺族に対する使用者としての法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

※政府労災保険等に加入していることが、ご加入の前提となります。

【想定される事故例】（実際に事故が発生した場合は、ケース毎に保険金お支払可否を判断することとなります）

- 派遣労働会員の適性に欠ける職場への派遣
（例）事務しか経験したことのない会員を、十分な説明・研修等のないまま危険な機械作業を伴う職場へ派遣した結果、事故が発生して身体障害を被った
- 労働条件・就業条件の明示不足
（例）業務内容について、事前説明と実態が著しく相違していたことで事故が発生した
- 健康状態の把握・管理不足
（例）会員の健康状態を把握せずに派遣を続けた結果、就業中に死亡してしまった

主契約の補償内容等

支払限度額・免責金額

施設賠償責任保険

- 基本契約 支払限度額：対人・対物共通 1 億円（1 名・1 事故） 免責金額：なし
- 初期対応費用 支払限度額：300 万円（1 事故）（※ 1） 免責金額：なし
- 人格権侵害（※ 2） 支払限度額：1 名 50 万円／1 事故・保険期間中 500 万円
免責金額：なし
- 不誠実行為（※ 3） 支払限度額：1 事故 1 千万円／保険期間中 2 千万円
（基本契約の支払限度額を共有します（内枠払い））
免責金額：なし
- 管理下財物（※ 4） 支払限度額：500 万円（1 事故） 免責金額：なし
- 弁護士費用等（※ 5）
対人・対物被害における弁護士費用・法律相談費用
支払限度額：被保険者 1 名 100 万円／1 事故・保険期間中 300 万円
免責金額：なし
経済的被害における法律相談費用
支払限度額：1 事故：10 万円／保険期間中：30 万円
免責金額：なし

生産物賠償責任保険

- 基本契約 支払限度額：対人・対物共通 1 億円（1 名・1 事故・保険期間中）
免責金額：なし
- 初期対応費用 支払限度額：300 万円（1 事故）（※ 1） 免責金額：なし
- 人格権侵害（※ 2） 支払限度額：1 名 50 万円／1 事故・保険期間中 500 万円
免責金額：なし

（※ 1）対人事故についての見舞費用は、1 事故において被害者 1 名につき 10 万円が限度となります。

（※ 2）労働者派遣中の派遣労働会員の業務の遂行もしくはその結果に関する不当行為（不当な身体の拘束、口頭・文書・図画等による表示）に起因する他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、保険金を支払います。

（※ 3）労働者派遣中の派遣労働会員による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する他人の財産の不法な領得について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、保険金を支払います。

（※ 4）労働者派遣中の派遣労働会員が、派遣先等の業務場所において保管または管理する派遣先等の財物の損壊等について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、保険金を支払います。

（※ 5）労働派遣中の派遣労働会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った対人・対物被害および経済的被害により、保険金請求権者が負担する次の費用損害に対して保険金をお支払いします。

対人・対物被害：弁護士費用／法律相談費用 経済的被害：法律相談費用

年間保険料

各連合におけるシルバー派遣事業に係る売上高・千円あたり 0.87 円

（例）売上高が 3 億円の場合・・・年間保険料：261,000 円

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

※詳細は団体の代表者にお渡ししている
約款の免責事由によります

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

【共通】

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ・ サイバー攻撃

【施設賠償責任保険】

- ・ 自動車、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する賠償責任

【生産物賠償責任保険】

- ・ 仕事の結果による事故について、仕事の終了または放棄の前に発生した事故

等

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。） ※支出前に引受保険会社の同意が必要です。
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、その額および使途が社会通念上妥当と認められる次の費用 ・ 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ・ 事故現場の取り片付け費用 ・ 被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 ・ 通信費 ・ 書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 ・ 対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金（香典を含みます。）・見舞品購入費用 ・ 上記に準ずる費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。上記⑥の費用については、支払限度額を限度に、支出した費用をお支払いします。

オプションの補償内容等

支払限度額・免責金額

1名あたり3千万円、1災害あたり1億円、免責金額：なし

年間保険料

各連合におけるシルバー派遣事業に係る賃金総額・千円あたり0.8円

(例) 賃金総額が1億円の場合・・・年間保険料：80,000円

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した賃金総額に基づいて保険料を算出します。なお、ご申告いただいた賃金総額が把握可能な最近の会計年度等の賃金総額に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

※詳細は団体の代表者にお渡ししている約款の免責事由によります

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

- ・保険契約者、被保険者または事業場の責任者の故意
- ・被保険者の下請負人またはその従業員が被った身体の障害
- ・風土病による身体障害
- ・職業性疾病による身体障害
- ・戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動および地震、噴火、津波
- ・被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
- ・労災保険法等により給付を行った保険者が、費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額等

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払う治療費等の法律上の損害賠償金 ※法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。) ※支出前に引受保険会社の同意が必要です。
③求償権保全等費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人に対する求償権の保全・行使のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
④協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法

●①法律上の損害賠償金

正味損害賠償金額(*)をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払する保険金} = \text{正味損害賠償金額}$$

*「正味損害賠償金額」とは、法律上の損害賠償金から次のア～エを差し引いた金額をいいます。

$$\text{正味損害賠償金額} = \text{法律上の損害賠償金} - \{ \text{ア} + (\text{イまたはウ}) + \text{エ} \}$$

ア. 政府労災保険等により給付されるべき金額
 イ. 法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき支払うべき金額
 ウ. 法定外補償規定を定めていない場合は、法定外補償保険により支払われる保険金の額
 エ. 自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額

●②～④の費用

原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷正味損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

ご加入の際のご注意

〈もし事故が起きたときは〉

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

(使用者賠償責任保険)

被用者が業務上の事由により、または通勤途上に身体障害（災害）を被ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体障害の程度、損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きます。

なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。＊代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償がされますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(使用者賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合
- 等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1 か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人(※)）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会をご契約者とし、同協会会員である都道府県シルバー人材センター連合および都道府県シルバー人材センター連合の会員であり、シルバー派遣事業に係る事務を委任されたシルバー人材センター（主契約については1頁※に記載の方も含まれます）を被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・使用者賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・使用者賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介したものです。施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・使用者賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)